

瀬戸内・松山ツーリズム推進会議  
旅行商品造成助成金交付要領の運用についてのQ & A

2018年12月1日

2020年4月1日改正

<スケジュール>

Q1. 助成対象となる旅行商品の設定時期は？

A. 今回申請を募集する「旅行商品造成助成金」は、2020年4月1日以降に出発日を設定している旅行商品が対象となります。

<申請手続について>

Q2. 手続きの概要は？

A. 次のとおり。

- ① 助成対象者⇒事務局へ 助成金交付申請書、旅行企画書、パンフ類を提出
- ② 事務局⇒助成事業者へ 助成金交付決定通知書により通知
- ③ 助成事業者⇒事務局へ 助成事業の終了後、助成事業実績報告書を提出
- ④ 事務局⇒助成事業者へ 助成金額を決定し、交付確定通知書により通知
- ⑤ 助成事業者⇒事務局へ 請求書を提出
- ⑥ 事務局⇒助成事業者へ 助成金額を入金

Q3. 申請時の添付書類は？

A. 申請書のほか、原則として次のものを添付してください。

- ① 旅行商品企画書（様式は任意とするが、旅行の行程、料金、出発地、宿泊地等の基本情報が記載されたものであること。）
- ② 旅行商品パンフレット等の販売促進物（申請時に未作成である等の理由により提出ができない場合は、見本を提出し、作成後に速やかに提出すること。なお、パンフレット等の販売促進物を作成せず、ウェブサイトのみで周知している場合は、ウェブサイトのカラー印刷を提出すること。）

Q4. 上期（4～9月）・下期（10～3月）をまたぐ商品を設定している場合の申請方法は？

A. 上期・下期それぞれの申請、交付となります。この場合、上期分と下期分の申請書は2枚同時に提出していただいても構いません。

Q5. 実績報告書に添付する宿泊施設別実績内訳書（様式任意）とは？

A. 様式は任意としますが、旅行者が宿泊した宿泊施設別に、延べ宿泊者数の実績が分かるものとしてください。

<旅行商品について>

Q 6. インバウンド商品についても対象か？

A. 交付要領に照らして適当であれば対象とします。

Q 7. ウェブサイトのみで販売している商品も対象か？

A. 対象とします。

Q 8. パンフレット作成費用の領収書等の書類の提出は不要か？

A. パンフレットの作成費用に対して助成する主旨ではないため、不要です。

Q 9. 他の団体から補助金・助成金等を受けている商品は対象か？

A. 対象とします。

Q 10. 助成対象となるかどうかの判断基準は？

A. 交付要領に合致していることに加え、旅行商品の新規性、周遊性、地域性、広告の効果等について総合的に判断し交付を決定します。

Q 11. 1社が申請可能な旅行商品数は？

A. 1造成事業者ごとに、上期・下期1旅行商品ずつを原則とします。同じグループ会社であっても、造成箇所・出発地が違う場合はそれぞれ申請可能です。

また、別表2のうち「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとした内容であるものの加算対象となる旅行商品については、別で1造成事業者ごとに、それぞれ上期・下期1旅行商品ずつ申請可能です。

<助成金額について>

Q 1 2. 助成金額の上限額は？

A. 1 旅行商品につき上期・下期ごとに以下の金額が上限となります。

分類	基準額	基準となる延べ宿泊者の数	基準となる延べ宿泊者の数の欄の上限を超える場合	航路および JR 路線利用加算額 ※2	キャンペーン加算額 ※3	半期ごとの助成金上限額 (加算含む)
松山市の宿泊を伴うもの	50,000 円	20 人泊～ 30 人泊	基準となる延べ宿泊者の数の欄の上限を超える人泊数 × 500 円 ※上限 200 人泊… 100,000 円	50,000 円	350,000 円	<u>550,000 円</u> (年間 1,100,000 円)
松山市と広島地域の宿泊を伴うもの ※1	100,000 円	20 人泊～ 30 人泊	上に同じ ※上限 300 人泊… 150,000 円	50,000 円	350,000 円	<u>650,000 円</u> (年間 1,300,000 円)

※1 広島地域とは、広島市・呉市・廿日市市をいう。

※2 広島（宇品港）－呉（呉港）－松山（松山観光港）航路および JR 西日本・JR 四国の鉄道路線を含む旅行商品に加算する額

※3 「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとしたキャンペーンを盛り込んだ内容の旅行商品に加算する額。ただし、瀬戸内・松山地域が主体となる旅行商品でなく、瀬戸内・松山地域が一部含まれる旅行商品の場合は、加算額を 100,000 円とする。

Q 1 3. 別表 1 「対象事業 松山市と広島地域（広島市・呉市・廿日市市）の宿泊を伴うもの」とは？

A. 松山市への宿泊に加え、広島市・呉市・廿日市市のいずれかでの宿泊を提供する旅行商品を指します。例えば、松山市宿泊と広島市宿泊の両方またはいずれかを選択できる旅行商品の場合は、対象となります。

Q 1 4. 別表 1 「基準となる延べ宿泊者の数の欄の上限を超える場合」とは？

A. 瀬戸内・松山地域（松山市・広島市・呉市・廿日市市）に 30 人泊を超えて宿泊した合計人泊数になります。

Q 1 5. 必ず船と JR を使う行程でなければ航路利用および JR 路線加算は適用されないか？

A. 旅行商品のオプションとして、航路や JR 路線を選択できるように設定されている旅行商品であれば、加算の対象とします。ただしパンフレット等の広告に、航路情報・JR 路線情報が掲載されていることが要件となります。

Q16. 実績報告時に送客実績が20名以下になった場合は？

A. 送客実績20名以下の旅行商品については助成金の対象外となります。

<「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとした内容の旅行商品の加算について>

Q17. 対象となる旅行商品の設定時期は？

A. 2020年4月1日以降に出発日を設定している旅行商品が対象となります。

Q18. 「女子旅」または「ファミリー旅行」をテーマとした内容の旅行商品とは？

A. 「女子旅」とは女性単独や女性同士の旅を想定した旅程等を含んだ旅行商品であり、「女子旅」や「女性限定」など、当該ターゲットを明示した専用の商品を指します。また、「ファミリー旅行」とは、子連れでの旅行を想定した旅程等を含んだ旅行商品であり、「家族旅行」や「ファミリー向け」など当該ターゲットを明示した専用の商品を指します。

Q19. 「パンフレット・ウェブサイト等集客宣伝の主体が瀬戸内・松山地域である場合」とは？

A. 旅行商品等の集客宣伝を目的としたパンフレットやウェブサイト等において、その内容のうち半分以上の記載が瀬戸内・松山地域であるものを指し、加算額が350,000円となります。記載内容に占める瀬戸内・松山地域の対象割合が半分未満の場合は、「パンフレット・ウェブサイト等集客宣伝の主体が瀬戸内・松山地域でない場合」に該当し、加算額が100,000円となります。なお、簡易なチラシやウェブサイト等については、加算額を10,000円とさせていただきます場合がありますので、事前にご相談ください。

<その他>

Q20. 「旅行商品造成助成金」の実施予定期間は？

A. 2020年度商品について実施予定ですが2021年度以降は未定です。事前の相談や申請は可能です。

Q21. この瀬戸ツー負担金の制度等の改正があった場合はどのように周知されるのか？

A. 瀬戸ツーHPに随時掲載するほか、瀬戸ツー主催の説明会の中や、説明会にご来場いただいた方（名刺をいただいた方）へのメール等によりお知らせします。

<http://setouchi-travelguide.com/jp/>

Q22. 問合せ先、提出先、提出方法は？

A. 問い合わせ先、提出先

松山市観光・国際交流課	瀬戸内海汽船株式会社
瀬戸内・松山観光ビジネス戦略担当	営業課 渡部・井出
電話番号 089-948-6555	電話番号 082-255-3342
メール kanko@city.matsuyama.ehime.jp	メール info@setonaikaikisen.co.jp

提出方法：紙及び電子メール（電子データ）とします。